

令和8年度元気はなまる教室運営業務受注者応募要領

令和8年度元気はなまる教室運営業務委託の受注者を募集します。

「元気はなまる教室」は、参加者の介護予防に関する知識の普及啓発を行い、介護予防の取組を促し、また、教室での人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するための機会とする事業です。

この業務の運営の受注を希望する場合は、次により申請してください。受注者の選定に当たっては、当該教室の運営に係る企画提案書に基づき、市で行う選定審査会において決定します。

1 業務の内容

元気はなまる教室の企画・運営に係る業務等は次のとおりとする。

(1) 対象者

概ね65歳以上の市民（要支援、要介護認定者も参加する場合がある。）

(2) 開催時間等

会場ごとに概ね月1回半日コース（午前9時30分から正午まで）

※1回当たりの定員を超える申込みがあった場合は、時間を短縮して2コース制で開催する。

ア 開催時間には、会場準備、受付、教室開催、撤収の時間を含む。

イ 教室開催の時間は、60分～90分を目安にする。ただし、2コース制で開催する場合は、45分を目安にする。

(3) 開催会場及び開催日時（予定）

会場及び時間	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【渋民会場】 概ね第2火曜日 10時から11時30分	4 (第1 火曜)	8	6 (第1 火曜)	10	8	12	9	9
【好摩会場】 概ね第3火曜日 10時から11時30分	18	15	20	17	15	19	16	16
【ユートランド会場】 概ね第4火曜日 10時から11時30分	25	29 (第5 火曜)	27	24	22	26	2 (第1 火曜)	23

(4) 教室の内容

高齢者の介護予防に資する講義を交えた実技（参加者が自宅でも取り組めるもの）とする。ただし、次のアに掲げる講座は、開催期間中に3種類以上取り入れ、十分なウォーミングアップを行った後、毎回45分以上を目安に実施することとする。また、イ～エのうち、1つ以上をアと組み合わせて実施

する回を3回以上設けることとする。

ア 運動器の機能向上（筋力アップ体操、ストレッチ、コンディショニング、レクリエーション、太極拳、ヨガ、セラバンド、バランスボール、リズム体操、大人のラジオ体操等）

イ 口腔機能の向上（唾液腺マッサージや口腔体操等）

ウ 栄養改善（食生活に関する講義等）

エ 認知機能低下予防（レクリエーション、コグニサイズ、脳トレ等）

(5) 委託内容

ア 教室開催前に、市が準備した会場の広さや収容人数等を確認し、教室を1回開催する際の定員（以下「1回当たりの定員」という。）を定めること。

イ 参加者の申込受付、連絡調整及び問い合わせ対応を行うこと。

なお、申込受付に当たっては、1回当たりの定員を超える申込みがあった場合は、1回当たりの教室の時間を短縮して1日2回（以下「2コース制」という。）開催するものとし、2コース制で受け入れることが可能な人数（1回当たりの定員に2を乗じて得た人数）まで受け付けるものとする。

ウ 教室の企画、会場準備、受付、教室開催、撤収を行うこと。

エ 教室の実施状況等を、月ごとにまとめて報告すること。

オ 委託実施の成果品として、別に定める報告書等を期限までに提出すること。

2 委託期間及び募集团対数

(1) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）までとする。

(2) 募集团体数

1 団体

3 委託料及び経費等

(1) 委託料は次の額を上限とする。

490,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(2) 委託料については、必要に応じ、前金払いをすることができるものとする。なお、前金払いの金額等については、委託契約の中で取り決めるものとする。

(3) 対象経費は次のとおりとする。

ア 講座運営に直接必要な経費

イ その他、講座運営に必要な経費

ただし、器具備品の購入は対象外経費とする。必要な器具備品の機材等は、借り上げ（レンタル）等で対応するものとする。

(4) 当該事業について、国・県・市町村又はその他の団体等から補助金等を受けないこと。

(5) 受注者の他の経費と区分して経理管理をすること。

4 応募資格

- (1) 盛岡市に事務所等を有し、介護保険法の趣旨を理解し、介護予防事業について実績がある団体。
- (2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項に該当するもの
 - イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けているもの
 - ウ 直近の 2 年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近 2 事業年度分の法人税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - オ 法人の場合は、法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は、団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者があるもの
 - カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する者
 - キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

5 応募書類

- (1) 申請書（様式第 1 号）
- (2) 応募資格を有していることを証明する書類
 - ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ）
 - イ 定款又は寄付行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ウ 地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項の規定に該当しない旨を記載した申立書（様式第 2 - 1 号）
 - エ 直近の 2 年度分の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税、都市計画税若しくは直近 2 事業年度分の法人税若しくは消費税及び地方消費税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第 2 - 1 号）
 - オ 申請する団体の役員等名簿（様式第 2 - 2 号）
 - ※ 提出された役員等名簿に基づき、4 応募資格(2)のオからキの該当の有無について、警察署へ照会する場合がある。
- (3) 団体概要書（様式第 3 号）
 - ※ 事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるものを添付すること。
- (4) 企画書（様式第 4 号）
- (5) 委託料積算書（様式第 5 号）
- (6) 団体の経営状況を説明する書類
 - ア 前事業年度の収支損益計算書又はこれらに相当する書類
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

6 質問等

応募方法、応募資格、元気はなまる教室の内容等について質問がある場合は、質問書を令和8年4月21日（火）正午までにメール又はファクスにより提出すること。

提出を受けた質問に対する回答は、市公式ホームページにおいて公表する。

7 応募受付期間等

(1) 提出期限

5 応募書類(1)から(3) 令和8年4月27日（月） ※(4)から(6)まで併せて一括提出も可
(4)から(6) 令和8年5月11日（月）

いずれも午後5時まで（郵送も可とするが期限必着。）

(2) 提出部数

正本1部、副本5部の計6部

8 選考

申請書類及び聴き取りによる審査により選考する。聴き取りによる審査は、令和8年5月29日（金）に実施する予定であるが、正式には後日連絡することとする。なお、審査当日は、団体等の代表者又は代表者の代理人に加えて関係者を1名出席させること。また、聴き取りによる審査は、公開で行うこととするが、この審査に申請者として出席する者は、他の申請者の審査を傍聴することはできないものとする。

9 選定基準

委託料に係る積算額が3(1)に定める上限額を超えないこととし、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 介護予防事業に関する理解があること。
- (2) 高齢者による地域活動を含む社会参加活動に対して明確な考えがあること。
- (3) 事業目的に合致した企画運営が行われること。
- (4) 事業実施上の条件が満たされ、事業計画の履行が確保されていること。
- (5) 事業を円滑に管理・運営するために必要な組織体制が整っていること。
- (6) 民間の特性が発揮されていること。
- (7) 当該業務および法人・団体等に関する法令等の遵守が十分に確保されかつ個人情報適正に管理される体制が整っていること。

10 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請者全員に通知するとともに公表することとする。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。

11 応募書類・質問書の提出・問い合わせ先

盛岡市玉山総合事務所住民福祉課 健康推進係（盛岡市役所玉山分庁舎 1階）

〒028-4195 盛岡市渋民字泉田360番地 担当：三浦（みうら）

電話：019-683-3869（直通） ファクス：019-601-5329

e-mail：tm.jyuhuku@city.morioka.iwate.jp

12 留意事項

- (1) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請に当たって提出した書類の提出期限後における差替え及び再提出は認めない。
- (3) 申請に当たって提出された書類は返却しない。
- (4) 申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (5) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
 - イ 申請書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 申請書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - エ 申請書類に、虚偽の内容が記載されているもの。

【参考】令和7年度会場別参加人数

会場	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
渋民会場	11	20	17	19	17	14	18	21	137
好摩会場	17	15	18	21	16	10	19	19	135
ユートランド会場	12	14	14	13	15	10	15	15	108
計	40	49	49	53	48	34	52	55	380